

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 442 号）

〔警察資料公開請求拒否決定審査請求事案〕

（答申日：令和 7 年 4 月 23 日）

第一 審査会の結論

大阪府公安委員会が行った公開請求拒否決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 3 年 10 月 21 日付けで、審査請求人は、大阪府公安委員会（以下「実施機関」という。）に対して、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

〇年〇月〇日、及び〇月〇日における〇〇の建物でのイベントで始まる前に〇〇事故がありました。その時の警備は 6 社、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇であった、これら各社がこの事故についての業務をどの様に行ったかわかる文書等。及び関連資料

- 2 令和 3 年 10 月 27 日付けで、実施機関は、条例第 13 条第 2 項の規定により、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、以下のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

（公開しない理由）

本件請求は、特定のイベントに特定の警備会社が警備に従事していたことを前提とするものである。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の法人の業務に関する情報の有無を明らかにするものであり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を公にすることとなる。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、大阪府情報公開条例第 8 条第 2 項第 1 号に該当する情報を公開することとなるため、同条例第 12 条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する。

- 3 令和 3 年 11 月 25 日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

行政が知りえる情報は国民に知らせる義務があるのにこれを拒否することは国民の知る権利の妨害である。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張（原文ママ）

行政が知りえる情報は国民の知らせる義務があるのにこれを拒否することは国民の知権利の妨害である

2 反論書における主張（原文ママ）

審査請求人は、令和3年10月21日付けで、実施機関に対し、条例第6号の規定により、請求内容を「〇年〇月〇日、〇日、〇〇市〇〇、〇〇にてイベントが行われた。〇〇の建物でのイベントで、イベントが始まる前に〇〇の敷地内で、〇〇事故があり、〇〇が出た。この時の警備は、6社、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇であった、これら各社がこの事故についての業務をどの様に行ったが分かる文書等、及び関連資料」とする行政文書公開請求を行った。

本件請求に係る決定及び通知は、特定の法人の業務に関する情報の有無を明らかにするものであり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を公にすることとなる、と判断された。

大阪府情報公開条例第8条第2項第1号に該当するで本件請求を拒否するとの回答。

しかしながら特定とするのであれば、仮に、これら6社を、特定の名前ではなく、A社、B社、C社、D社、E社、F社などとして、表示することは可能と、思われる。これにより、大まかに警備保障会社のこの事故の対応に関する貢献度が、はかりしれるとなると、思われるがいかがなものか。

再度、検討しなおしていただきたい。

3 口頭意見陳述における審査請求人の主張

〇年〇月〇日〇〇で〇〇があり、〇〇が〇〇した事故があれば、警察に主催者側が報告しているはずだが、その資料を出さないとはおかしいのではないか。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求に係る公開請求拒否決定処分に違法、不当はないものとする。

2 弁明書における主張

（1） 弁明の理由

ア 本件処分の根拠について

（ア） 条例第8条第1項第1号について

条例第8条第1項第1号は、法人（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものが記録されている行政文書を公開しないことができる旨を定めている。

（イ） 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、同項第1号は、条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、知事等の実施機関と同様に公開しないことができる旨を定めている。

(ウ) 条例第12条について

条例第12条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで条例第8条及び第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨を定めたものであり、安易な運用は行政文書公開制度の趣旨を損なうことになりかねないが、請求が特定の個人名を示して行うものであったり、探索的な請求がなされた場合など、当該請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、適用除外事項に該当する情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができるものである。

イ 本件処分の妥当性について

本件請求は、請求内容に記載の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の特定の法人の名称を示した上で、当該各法人が特定のイベントの警備に従事していたことを前提として、当該イベントにおいて発生した事故についての業務に関する文書等の公開を求める請求である。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の法人が特定のイベントの警備に従事していたか否か等を明らかにすることとなり、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を明らかにすることとなる。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第1項第1号に該当し、条例第8条第2項第1号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した判断は妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、「行政が知りえる情報は国民の知らせる義務があるのにこれを拒否することは国民の知権利の妨害である」と主張するが、本件請求は、特定の法人が特定のイベントの警備に従事していたことを前提としており、本件請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例に規定されている非公開情報を公開することとなるのは前述のとおりであるから、審査請求人の主張は認められない。

(2) 結論

以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

3 実施機関説明における実施機関の主張

イベントの開始前に〇〇があり、〇〇。

本件請求は、特定のイベントに特定の業者が参加していることを前提としており、本件請求の対象文書が存在するかしないかを答えることは、審査請求人の示す事業者が、〇〇事故が発生した当該イベントに関与しているというその事業者の信用につながる情報を公開することになると考えている。また、報道などで当該イベントの警備に従事した警備会社が公表されているかどうかについて調べたところ、個々の法人名を確認することはできず、広く公表されている情報とはいえない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 条例第12条について

条例第12条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる条例第8条又は第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを定めたものである。

「第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる個人情報公開することとなる時」とは、請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになり、適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合をいう。

本件請求に係る行政文書が存在することを前提に非公開（部分公開を含む。）決定して通知すること又は当該行政文書を実施機関が管理していない旨の通知をすることにより、事業者が特定のイベントの警備業務を行っていたという事実の存否が明らかになるところ、当該事実が、条例第8条第2項第1号に該当しないか検討する。

なお、条例第12条の運用にあたっては、請求に係る行政文書の存否が明らかになることによって生じる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして具体的かつ客観的に判断することが求められる。

ア 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項は公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、警察情報の公開・非公開について、国の情報公開法との整合を図った規定である。

警察が保有する情報は、犯罪の予防や捜査などの特殊性に配慮する必要がある、また、その取扱いに全国的な斉一性が求められることなどから、知事等の実施機関に適用される同条第1項第1号から第4号までの情報に加えて、公安委員会又は警察本部長が公開・非公開を決定する場合にのみ、公開しないことができる情報の範囲について定めている。

同条第2項第1号は、同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる旨を規定している。

実施機関は、本件決定について、同条第1項第1号に該当することから、同条第2項第1号に該当すると主張しているため、同条第1項第1号の該当性について、以下検討する。

イ 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

- ・ 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、
- ・ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「要件イ」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうものである。

ウ 条例第8条第1項第1号該当性について

本件請求は、特定のイベントに特定の警備会社が警備に従事していたことを前提とするものであるところ、特定のイベントにおいて特定の警備会社が警備に従事していたという情報は、明らかに当該警備会社の事業に関する情報であって、要件アに該当する。

また、本件請求に係る〇〇事故は、〇〇で行われたイベントの参加者が〇〇により〇〇した事案である。仮に本件請求に記載された警備会社がイベントにおける警備に関与していたことが推測されるような情報が公開された場合、警備会社の運営が適正になされていたとしても、〇〇事故の発生という事情を踏まえれば、運営に問題があったのではないか

との疑念を抱かれる等により、警備会社の社会的信用に影響するなど、法人の正当な利益を害すると認められるものであるから、要件イに該当する。

以上より、条例第8条第1項第1号の情報に該当するといえる。

エ したがって、本件請求に係る情報は、条例第8条第1項第1号の情報に該当し、条例第8条第2項第1号に該当するため、当該実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第12条該当性について

本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第8条第2項第1号に該当する情報を公開することとなり、同号によって保護すべき利益が損なわれることとなるため、条例第12条の要件に該当し、実施機関による本件処分は妥当であると認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおりに答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子